

「八尾市国民年金システム機器等納入業務」入札に係る質問に対する回答

項番	質問項目	質問内容	回答
1	第三者委託について	本件作業を協力会社に委託することは可能でしょうか。 実作業協力会社、サポート弊社、その他の作業弊社	<p>落札者と結ぶ契約書において、原則再委託禁止ですが、業務の一部であれば、必要事項を記載した書類を提出いただければ再委託も可能である旨記載しております。</p> <p>以下、契約書一部抜粋</p> <p>*****</p> <p>(再委託の禁止)</p> <p>第9条 受注者は、本件業務を第三者に再委託してはならない。ただし、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない一部の業務について、あらかじめ発注者の文書による承諾を得たときはこの限りでない。</p> <p>2 受注者は、前項の規定に基づき、発注者の承諾を求める場合は、再委託の業務名、再委託期間、再委託先、再委託業務に携わる業務従事者の氏名、業務場所、再委託理由を記載した文書を発注者に提出しなければならない。また、内容の変更を行うときには、事前にその旨を文書で提出しなければならない。</p> <p>*****</p>
2	実績調書	弊社では八尾市との契約実績がありません。(八尾市競争参加資格登録済み) 官庁ではプリンター、ノートPC等の納入実績はありますが、参加可能でしょうか。	<p>本件入札に参加する者に必要な資格の中に当市との契約実績は求めておりません。入札告示文に記載の4つの要件を満たしている場合、入札に参加いただくことが可能です。</p> <p>また、過去2年間で国、公社、公団を含む地方公共団体等において、本件と同様の業務を行った実績を記載した実績調書(ホームページ上に様式あり)を提出いただいた場合は入札保証金を免除、また、落札者となった場合は契約保証金も免除いたします。</p> <p>なお、入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る契約金額の100分の3以上の金額、契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の金額です。</p>